

## スイス向け特定原産地証明書のインボイス番号・日付の記載ルール変更について

平成22年1月6日

日本商工会議所

平素から特定原産地証明制度をご活用いただき、誠にありがとうございます。

スイス向け特定原産地証明書について、第三国インボイスを利用した場合の「インボイス番号・日付」が記載されていない特定原産地証明書が、スイスにおける輸入通関時に、証明書とインボイスとの関連を指摘される案件があることから、政府当局と協議のうえ、このほど、以下の変更を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

### 【変更内容】 スイス向け特定原産地証明書のインボイス番号・日付について

(現状)

スイスにおける輸入通関時に第三国インボイスを利用する場合、  
⇒インボイス番号・日付は特定原産地証明書に記載しない。

ただし、入力については、日本発のインボイスの番号・日付を入力する。



(変更後)

スイスにおける輸入通関時に第三国インボイスを利用する場合で、

①当該インボイス番号・日付が発給申請時にわかる場合

⇒その番号・日付を特定原産地証明書に記載する。

②当該インボイス番号・日付が発給申請時に不明（未確定）の場合

⇒インボイス番号・日付は空欄とする。

（日本発のインボイス番号・日付は入力不要）

※なお、スイスにおける輸入通関時に日本発のインボイスを利用する（第三国インボイスを利用しない）場合は、これまでどおり、その番号・日付を入力（記載）してください。

### 【変更日】

平成22年1月18日（月）以降に承認を受ける発給申請

### 【留意事項】

1. 第三国インボイスを利用の場合、変更日直前に発給申請した案件が平成22年1月18日以降に承認された場合、入力時と証明書の印字内容が異なる場合がありますので、ご注意ください。
2. 第三国インボイスを利用してすでに発給を受けた案件を再発給申請し、平成22年1月18日以降に再発給申請の承認がされる場合、原産地証明書の記載が異なりますので、再発給の申請の際によくご確認ください。

以上